

生徒心得

袖ヶ浦高校生として秩序正しい団体生活をおくり、よい校風と伝統を築くとともに、袖ヶ浦高等学校の一員であるとの自覚にたって、自らの人間性を高めるために、ここに生活の基本的な心得を定める。

この趣旨をよく理解して、お互いに協力しあって励行しよう。

1 登下校について

- (1) 生徒は、必ず始業（朝のSHR開始）5分前までに登校し、下校時間は所定時間までとし、それ以降無断で校内に残留してはならない。
- (2) 通常の通学経路・方法及び指示された通学路に従い、交通規則を遵守して登下校する。
- (3) バイク、自動二輪車、自動車の運転及び同乗による通学は認めない。
- (4) 帰宅の時間は予め家人に知らせておき、自分の所在を常に明確にしておく。
- (5) 教科書等学校生活に必要なものを入れるに適したカバン・バッグで通学しなければならない。

2 校内生活について

- (1) 登校後、放課の時刻まで無断で外出してはならない。
- (2) 登校後、やむをえない事由で外出する必要がある場合は、H・R担任の許可を受ける。
- (3) 欠席、遅刻をする場合は、事前に届け出なければならない。また遅刻をした時は、教室に入る前

に所定の手続きを取らなければならない。

- (4) 早退、外出及び授業を欠席する場合は、必ずHR担任の許可を受けなければならない。
※上記(3)、(4)の遅刻、早退時の手続きについては別途
- (5) 校内では、定められた時間、場所以外で飲食してはならない。
- (6) 校内で印刷物の掲示や配布を行う場合、あるいは放送を行う場合は予め生徒指導部の許可を必要とする。掲示等の期間は、おおむね1週間以内とする。
- (7) 服装は別に示す服装規定による。ただし、やむをえず規定以外の服装となる場合は、異装許可願を提出して許可を得る。
- (8) 金銭、物品の紛失または拾得の場合は、生徒指導部の係職員もしくはHR担任に、すみやかに届け出る。
- (9) 校内（外）において金銭の貸借、強要、物品の販売等は固く禁ずる。
- (10) 教科に関係のない遊戯的娯楽的な物品や菓子類等の飲食物を校内に持ち込まない。
- (11) 所持品には必ず記名し、不要な現金や貴重品は学校に持参しない。

3 校外生活について

- (1) 常に法律、校則、生徒心得を遵守する。
- (2) 登下校の際は、制服を着用する。
- (3) 無免許で、バイク、自動二輪並びに四輪車を運転すること、及びバイク、自動二輪車に同乗する

ことは禁ずる。

- (4) 好ましくない飲食店、娯楽場等に、立ち入ってはならない。
- (5) 学業に専念するという趣旨から、アルバイトについては学校としては勧めない。ただし、希望がある場合には、「アルバイト届」を必ず提出し、下記の制限を守り、保護者の責任のもとに行うことができる。
 - 宿泊を伴うものや深夜におよぶもの。
 - 主として酒類を販売する飲食店、また高校生として不適当と思われる職種。
 - 成績不振者。
- (6) 校外の団体に加盟する場合及び集会・催し物を主催する場合、もしくはそれに出場、参加する場合は、学校長の許可を必要とする。
- (7) 旅行するときは、旅行届を提出すること。

4 服装について

制服の着用にあたっては、常に清潔であることを旨とし、品位を失わないように心がけること。

・服装規定は、以下のように区分する。

- (1) 冬季服装…原則として、10月1日～5月31日
 - (2) 夏季服装…原則として、6月1日～9月30日
 - (3) 移行期間…夏季は、6月1日より前の2週間、冬季は、10月1日より2週間の移行期間を設ける。
- 1) 男子の服装
 - (1) 冬季
ブレザー、ズボン、ボタンドウンシャツ・ネ

クタイの着用とする。これに、セーター（指定）、ベスト（指定）を組み合わせてもよい。

- (2) 夏季
ポロシャツ、ズボンの着用とする。
ただし、特別な理由がある場合は、申し出によりポロシャツに替えて、冬季のボタンドウンシャツを着用してもよい。これに、セーター（指定）、ベスト（指定）を組み合わせてもよい。
 - (3) 移行期間
冬季・夏季いずれの服装でもよい。
※ソックスは白・黒・紺とし、それぞれにワンポイントの柄は可。
- 2) 女子の服装
 - (1) 冬季
ブレザー、スカート、ブラウス・リボンの着用とする。これに、セーター（指定）、ベスト（指定）を組み合わせてもよい。
 - (2) 夏季
ポロシャツ、スカートの着用とする。
ただし、特別な理由がある場合は、申し出によりポロシャツに替えて、冬季のブラウス・リボンを着用してもよい。これにセーター（指定）、ベスト（指定）を組み合わせてもよい。
 - (3) 移行期間
冬季・夏季いずれの服装でもよい。
※ソックスは男子に準ずる。
※上記のすべてのアイテムは、学校指定のものとする。
※制服を直す場合は必ず許可を得ること。

※女子のスカート丈は膝頭の中央とする。

(4) その他

コート：冬季はコートを着用してもよい。ただし次の注意事項を守ること。

ア 色、形において華美でないものとする。

イ パーカー類、ジャンパー類、皮革・毛皮製品は禁ずる。

頭髮：染色・脱色を施した頭髮を禁ずる。

※化粧およびピアスの使用も禁ずる。

5 交通関係について

- (1) オートバイ並びに四輪車の運転免許証の取得について、原則として禁止する。特に保護者の願い出があった場合に限り諸事情を審査検討の上許可することもある。この場合には、保護者を召喚して、申請理由やその他の諸事情を聴取することがある。
- (2) 学校から許可されて、オートバイ及び四輪車の運転免許証を取得したときは、別に示す用紙を用い、速やかに、HR担任に報告しなければならない。

6 その他

- (1) 本人、保護者又は保証人の住所、身分に異動があった時は、別に示す様式に従い直ちにHR担任を通じて校長に届け出る。
- (2) 欠席、早退、外出、遅刻、異装等の各種の願い並びに届けは、必ず行わなければならない。
- (3) この心得に関する指導細目の基準は別に定める。

普通自動車運転免許取得許可内規

- 1 進路が内定した後許可する。但し教習期間は二学期末考査終了後の指定した日以後とする。
- 2 特に保護者の願い出があった場合に限り、学校と協議の上許可することもある。